

令和2年6月30日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
学校保健担当理事 木村 耕三

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」
の送付について《新型コロナウイルス感染症への対応関連》

神奈川県医師会を通じて日本医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会

学校保健担当理事 川 田 剛 裕

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項に
ついて」の送付について《新型コロナウイルス感染症への対応関連》

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会 道永常任理事並びに松本常任理事の連名で通知がありました。

文部科学省は、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項」を整理し、関係各所に通知するとともに、日本医師会にも都道府県医師会への周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員の先生方および学校医の先生方にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務担当

保険医療学術課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp



(健 I 94・地179)
令和2年6月23日

都道府県医師会担当理事 殿
(学校保健・小児在宅ケア)

日本医師会
常任理事 道永 麻里
松本 吉郎
(公印省略)

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」の送付について《新型コロナウイルス感染症への対応関連》

平素、本会学校保健・小児在宅ケアに関する事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応した学校運営の在り方に関し、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という）への対応については、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」などにおいて、医療的ケア児には呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行うとともに、受入れ体制などを学校医等に相談するとあり、その旨、本会より都道府県医師会学校保健担当理事宛に通知しております（令和2年3月31日付(健 I 295)、5月8日付(健 I 48)、5月26日付(健 I 62・健 I 63)、6月18日付(健 I 86)を各参照）。

この度、文部科学省において、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項」を整理し、関係各所に通知するとともに、本会あて都道府県医師会への周知方依頼がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくをお願いします。

今回の主な内容は、下記のとおりです。

記

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項

【令和2年6月19日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課】

- 本留意事項は『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理

マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）』を基本に、4月7日に厚生労働省が公表した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」を参考に作成された

- 学校において医療的ケアを実施する際は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、以下の事項について留意すること。
 - ①医療的ケア児の感染症対策として、登校の判断、医療的ケアの実施、給食の介助等
 - ②教職員による感染症対策として、教職員の出勤、マスクの着用、教室等の換気、業者等の学校への立入り、保健衛生用品の確保等
- 地域の感染状況によって、学校医等に相談の上、対応を検討する事項として、医療的ケアの実施、排せつの介助等、消毒・清掃等の実施がある
- 「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組みについて」（令和2年6月19日付、2文科初第451号 文部科学省初等中等教育局長通知）において同様の内容を掲載しているので、具体的な場面ごとの基本的な考え方・考えられる取組・実際の取組例等を活用されたい

《当該通知は本文書にてお示ししております》

以上



事務連絡
令和2年6月19日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について

これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」などにおいて、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行うとともに、受入れ体制などを学校医等に相談するようお願いしてきたところです。

今後も、医療的ケア児が在籍する学校においては、十分な感染予防対策を講じた上で、医療的ケア児に対して安心・安全な教育環境が提供される必要があることから、今回、別添のとおり「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項」を整理しました。

つきましては、本留意事項を参考に、引き続き、適切に御対応くださるようよろしくお願いいたします。

なお、本事務連絡と同日付けで発出いたしました「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組みについて」（令和2年6月19日付け2文科初第451号文部科学省初等中等教育局長通知）におきましても、同様の内容を掲載しておりますことを念のため申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社を通じてその設置する学校に対して周知くださるようよろしくお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

電話：03-5253-4111（内線3967）

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が 在籍する学校における留意事項

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

1. 学校において医療的ケアを実施する際に留意する事項

「学校における新型コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本としつつ、学校において医療的ケアを実施する際は、以下の事項について留意すること。

①医療的ケア児の感染症対策

<登校の判断>

- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）については、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が登校の判断をすること。

※ここでいう「主治医の見解」とは、①当該幼児児童生徒が学校で感染するリスクや、②学校で医療的ケアを行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として特に注意しなければならない点などを指す。

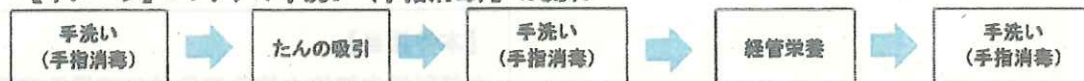
- 医療的ケア児の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

<医療的ケアの実施>

- 「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

※ここでいう「1ケア1手洗い（手指消毒）」とは、例えば、同じ医療的ケア児に対して、たんの吸引と経管栄養を行う際、それぞれの医療的ケアごとに手洗い又は手指消毒を行うことをいう。

【イメージ】「1ケア1手洗い（手指消毒）」の流れ



※医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗い又はアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施すること。

※医療的ケアの開始時に、手洗い（手指消毒）をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、医療的ケアの終了後に、手洗い（手指消毒）をする前に、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。

<給食の介助等>

- 給食前に、給食の介助を行う教職員及び幼児児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させること。

②教職員による感染症対策

<教職員の出勤>

- 教職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。

※過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。

<マスクの着用>

- 教職員が感染源となることを避けるため、症状がない場合であっても、幼児児童生徒と接する際はマスクを着用すること。

<教室等の換気>

- 換気は、気候上可能な限り、常時、2 方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行うことが困難な場合は、30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開すること。

<業者等の学校への立入り>

- 業者等については、物品の受け渡し等は玄関など学校の限られた場所で行うことが望ましく、学校内に立ち入る場合については、体温を測定してもらい、入校時にはマスクを着用させること。発熱が認められる場合には入校を断ること。

<保健衛生用品の確保>

- 医療的ケアを行うに当たって、看護師等が使用する際に必要となる保健衛生用品（手指消毒用エタノールやマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、アイシールド、使い捨てエプロンなど）については、自治体や学校が用意すること。

※令和2年度補正予算においては、保健衛生用品の購入のほか、フェイスシールドなどを作成する際に要する経費についても補助の対象としている。

2. 地域の感染状況によって、学校医等に相談の上、対応を検討する事項

地域の感染状況に応じて、上述の「1. 学校において医療的ケアを実施する際の留意する事項」に加え、以下の事項の実施の必要性について学校医等に相談すること。

<医療的ケアの実施>

- 特に、気管内吸引や吸入などを行う際は、使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用すること。使い捨てエプロンやガウンが準備できるようであれば、必要に応じて、着用すること。

<排せつの介助等>

- おむつ交換の際は、排せつ物に直接触れない場合であっても、使い捨て手袋に加え、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）、使い捨てエプロンを着用すること。

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。

<消毒・清掃等の実施>

- 医療的ケア児が利用する教室等については、1日1回以上、湿式清掃し、乾燥させること。
- 床に血液、分泌物、嘔吐物、排泄物等が付着した場合は、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）等で清拭後、湿

式清掃し、乾燥させること。

※次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

- トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭すること。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させること。

【参考】

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～文部科学省」

⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

※学校の教育活動を再開していくに当たっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。このため、学校の衛生管理の観点から、文部科学省が作成したものです。

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」
(令和2年4月7日付け事務連絡)厚生労働省健康局結核感染症課等

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>

※社会福祉施設等における感染防止拡大に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項も含め整理し、厚生労働省が都道府県等の民生主管部(局)に周知したものです。

「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を公表します(第二弾)」(2020年5月29日付けニュースリリース)経済産業省

⇒ <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html>

※本ニュースリリースは、令和2年5月28日に開催された有識者による検討委員会において、塩化ベンゼトニウム(0.05%以上)、塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%以上)について、新型コロナウイルスに対して有効と判断されたことを経済産業省が公表したものです。

これまでガイドラインやマニュアル等の形で示してきた、新型コロナウイルス感染症対策や学びの保障のため取組について、障害のある幼児児童生徒へ指導等を行う際の「基本的な考え方」「考えられる取組」「取組例」等をまとめましたので通知します。



2文科初第451号
令和2年6月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸山 洋司

(印影印刷)

特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策
に関する考え方と取組について (通知)

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校活動の実施等に関するQ&A」などにより留意点を示すとともに、臨時休業中の学習指導やICTを活用した学習等の取組事例など参考となる事例を周知してきました。

障害のある幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）は、特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍している場合のほか、通級による指導を受けている者も含め通常の学級に在籍している場合等もあり、障害の種類や程度等に大きな個人差があります。このため、それぞれの学校における障害のある児童生徒等の教育活動や感染症対策は、ガイドラインやマニュアル等をそのまま適用できる部分と児童生徒等の障害や発達の状況等を考慮したうえで、個別の状況に応じて検討・実施していただく必要がある部分があります。

このたび、各学校において障害のある児童生徒等へ、感染症対策を行いながら教育活動を行うに当たっての、具体的な場面毎の基本的な考え方・考えられる取組・実際

の取組例をまとめました。学校再開に向けた準備や児童生徒等への連絡でご多忙のところ取組例をご提供いただきました学校・教育委員会に感謝申し上げます。各学校・教育委員会等におかれましては、本通知も参考に感染症対策や学びの保障に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本通知の内容については、今後も感染状況や学校における課題等の変化を踏まえて見直しを行うことがあります。その際は、学校や教育委員会等における取組事例の収集等にご協力をお願いする場合がありますので、よろしくお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL: 03-5253-4111 (内線3193)

特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策 に関する考え方と取組

(令和2年6月19日版)

文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」、「学校活動の実施等に関するQ&A」などにより留意点を示すとともに、臨時休業中の学習指導やICTを活用した学習等の取組事例など参考となる事例を周知してきました。

このたび、各学校において障害のある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）へ、感染症対策を行いながら教育活動を行うに当たり、以下の具体的な場面毎の基本的な考え方・考えられる取組・実際の取組例等をまとめました。

本資料を、これまで文部科学省が示してきたガイドラインやマニュアル等を特別支援学校や障害のある児童生徒等の個別の状況に応じて検討・実施していただく際の参考にして、引き続き、地域の感染状況や学校の状況を踏まえて、学校における感染症対策や学びの保障に取り組んでいただくようお願いします。

具体的な場面等

1. 登下校	1
2. 消毒	5
3. 感染症予防のための指導等	8
4. 感染のリスクの高い学習活動への対応	11
5. 給食	14
6. 寄宿舎	16
7. 居場所の確保・放課後等デイサービスとの連携等	18
8. ICT等を活用した家庭における学習	20
9. 医療的ケアが必要な児童生徒等への対応	23

1. 登下校

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

2. 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」¹などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないようにします。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起らないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- ・公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

¹ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

(1) 基本的な考え方

特別支援学校では、多くの児童生徒等がスクールバスを利用する場合があります。スクールバスを利用する児童生徒等の障害の種類や程度は様々であり、走行中の安全確保に留意が必要な児童生徒等や乗り降りに介助が必要な児童生徒等も乗車しています。このため、特別支援学校におけるスクールバス利用時には、通常の感染防止対策に加えて、児童生徒等の安全確保のため個別に必要な配慮や介助職員等の乗務員の感染症対策への一層の留意が必要です。

また、下校の際には、学年等毎に教室を出る時刻をずらしたり、教職員が保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎを行う場所を分散して設けたりするなど、下校に伴う移動、乗車、引継ぎ等のための環境に配慮する必要があります。

(2) 考えられる取組

○スクールバス

(乗車人数の抑制)

- ・一台当たりの乗車人数を抑制するため、スクールバスを増便したりジャンボタクシーを利用したりする。
- ・分散登校を行う場合は、スクールバスの利用状況や運行ルートも考慮して、分散登校する児童生徒等のグループを編制する。
- ・保護者等の協力を得られる場合は、自家用車等での送迎をお願いする。

(乗車時の確認)

- ・乗車前に健康観察表を確認したり、必要に応じて検温したりするなどの健康観察を行い、体調の優れない児童生徒等は乗車を見合わせる。
- ・乗車前に手指消毒を行いマスクの着用を確認する。
- ・児童生徒等が触れる箇所を限定したりするため、座席を指定席にし、可能であれば座席の間隔を開けて座らせる。

(介助)

- ・運転士や乗務員も乗車前に検温等の健康確認、手指消毒、マスクの着用を行う。
- ・乗務員は介助毎に手指消毒を行う。

(換気)

- ・乗降時等の停車中に窓を2か所以上開けて換気を行う。
- ・走行中においても、特に低学年や知的障害のある児童生徒等の安全や気候に配慮した上で、可能な場合は窓を開けて換気を行う。

○保護者等による送迎

- ・送迎する保護者等の健康確認も行うようお願いする。
- ・保護者等が一定の場所で待機する場合、保護者等が密集することのないよう、待機場所を分散して設ける。

○下校時

- ・下校時には、スクールバスまでの昇降口の周辺が密集しないように、児童生徒等が教室を出る時刻をずらすなどの工夫を行う。
- ・保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎ等で時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行う。
- ・登校中や登校後に体調不良になった児童生徒等を保護者が迎えに来るまでの対応者、待機教室、使用するトイレ、下校までの動線等を予め決めておく。

(3) 取組例

○高知県立高知若草特別支援学校

- ・スクールバスの乗車率を50%程度に抑えるため、4コースのうち1コースのみ福祉タクシーを併用しています。



○熊本県立黒石原支援学校

- ・保護者の自家用車による登校時に、効率的に健康観察を実施できるよう、学部・課程（学習グループ）によって登校時間をずらした上で、一方通行の流れになるよう職員が誘導し、乗車したまま健康観察を行うドライブスルー方式を実施しています。再確認が必要な場合は、別の場所で養護教諭等が再度聞き取りや検温を行い、登校できるかどうかを判断しています。



2. 消毒

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

③消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行ってください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

1) 日常的な消毒について

○消毒液等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用します。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。
- ・「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものです。「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において検証試験が継続中であり、現時点でまだ結論は出ていません。³

○消毒の方法について

- ・児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

- ・エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- ・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

² 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

³ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「次亜塩素酸水に関することQA」

<https://www.nite.go.jp/information/osirase/qa/2020/1/30.html>

- ・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- ・手指消毒には使用しないでください。
- ・色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- ・非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしないようにします。
- ・次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- ・製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

- ・「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

(1) 基本的な考え方

特別支援学校には、例えば、視覚障害により手で触れて文字や形を確認したり、図書館等の拡大読書器、立体地図や人体模型等の触教材や教具を共有したり、手すりを利用して廊下を歩いたりする児童生徒等が在籍しています。多くの児童生徒等が触れるところは頻繁に消毒を行ったり、触れた後に手洗い（手指消毒）を行ったりするよう指導することが必要です。

(2) 考えられる取組

○共用部の消毒

- ・点字の掲示物、触教材、車いすの手の触れる部分、階段や廊下の手すりなど、多くの児童生徒等が触れる箇所は定期的に消毒を行う。
- ・トイレ内に設置されている介助用ベッドは使用後に消毒を行う。
- ・チェックリスト等を活用するなど、消毒の実施状況が確認しやすい様式の工夫や教職員の役割分担を明確にしておく。
- ・消毒等の感染症対策を行うためにスクール・サポート・スタッフ等を活用する。

(3) 取組例

○沖縄県立盲学校

- ・授業の前後に教職員が手すりやドアノブの消毒を行っています。



○北海道札幌視覚支援学校

- ・人体模型等の触教材は、生徒が触察確認することから、授業前後に細部まで消毒を行っています。



3. 感染症予防のための指導等

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

感染経路を絶つこと

①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- 2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。
- 3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等においても、基本的な感染症対策は同様ですが、認知の特性により手洗いや咳エチケットの指導の徹底が難しい児童生徒等や感覚に過敏がありマスクを常時着用できない児童生徒等が在籍しています。こうした児童生徒等には、特性に応じた配慮を検討することが必要です。

(2) 考えられる取組

(児童生徒等が理解しやすい指導)

- ・ 知的障害のある児童生徒等の中には、感染症対策の必要性を理解することが難しい場合もあるため、当該児童生徒等が理解できるように、手洗いや咳エチケット、必要以上に手を目や口に当てないこと等を理解しやすい視覚的な教材で示すことにより、感染症対策や行動様式の理解を促していく。
- ・ 近距離で対面となる場面等ではマスク着用するといったルールを本人と確認して決めるなど、マスクを着用すべき場面とそうでない場면을具体的に示し、児童生徒等の理解を促していく。

(感覚に過敏のある児童生徒等への配慮)

- ・ 自閉症等の児童生徒等の中には、感覚が過敏な者があり、マスクの着用を受け入れられない場合がある。こうした場合、皮膚に触れる素材の種類によっては受け入れられる場合があることから、保護者とも相談し、本人に合ったマスク素材を探したりする。
- ・ マスクのゴムを耳にかけることで皮膚感覚の過敏が伴う場合などには、後頭部で止める装具等を活用する。
- ・ 教室内の席配置を配慮するなど接触感染防止策を講じた上で、マスクを着用することができないことについて意思表示カード等を活用して周囲への理解を図る。

(障害のある幼児等への指導に当たっての配慮)

- ・ 幼児期の特性を踏まえ、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。
- ・ 幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。

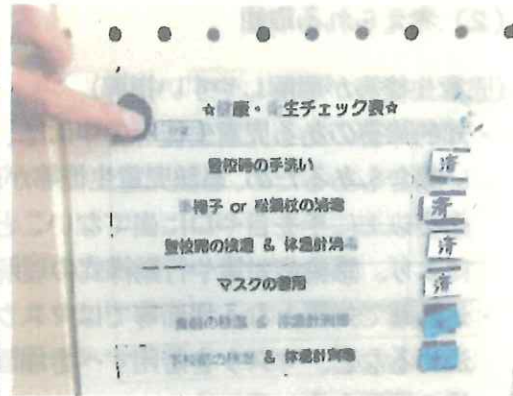
(必要なコミュニケーションの配慮)

- ・ 感染症予防のための指導が過度なコミュニケーションの制約にならないよう、体調が悪い場合や悩みがある場合などは必要な意思表示を行うよう指導する。

(3) 取組例

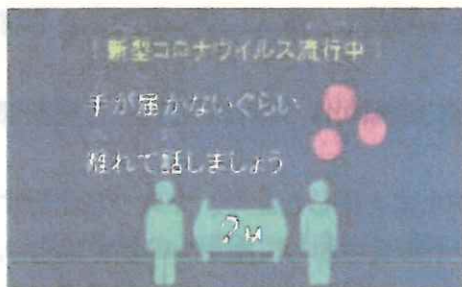
○沖縄県立鏡が丘特別支援学校

- ・手洗いの動画を見ながら、方法や時間について一緒に確認しながら意識付けを行っています。また、感染症対策のチェック表を作成し、自分でマグネットを裏返すことで意識付けを図ったりしています。



○福岡県立福岡聴覚特別支援学校

- ・新しい生活様式の内容を絵や文字を通して理解し、意識が持続するよう、廊下天井に設置する情報提示システム(モニター)に常時掲示しています。(見える校内放送)



4. 感染のリスクの高い学習活動への対応

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

(1) 基本的な考え方

特別支援学校や特別支援学級でも感染のリスクの高い学習活動の考え方は同様ですが、接触の避けられない自立活動や介助を行う際は、同じ場所で学習している児童生徒等の人数や、教職員の人数等を踏まえつつ、必要な対策を取った上で実施し、対策が取れない場合は内容・方法・時期を見直すことが必要です。

(2) 考えられる取組

(リスクの高い活動の対応)

- ・友達同士で手をつないだり触れたりするような活動など、児童生徒等が密接・密集する活動は当面行わない。
- ・発音や発語など、口や舌を動かしたり、息や声を出したりする学習の際は、透明マスク、フェイスシールド、アクリル板等を用いる。或いは、直接の構音指導を

避け、口や舌の動き、息や声の調整などの素地となる口の体操など代替の指導内容を取り扱ったり、教師による師範を動画に替えて取り扱ったりする。

- ・児童生徒等の距離を空けたことにより意思疎通が難しくなる場合は、スクリーンを使うなど意思疎通を行いやすくなるような配慮を行う。

(教職員と児童生徒等の接触によるリスクの低減)

- ・教職員は児童生徒等に触れる前後に手洗い（手指消毒）を行い、可能な場合は担当者を固定し、教職員が複数の児童生徒等に触れないようにするとともに、児童生徒等が触れる教職員も限定する。その際、固定や限定が相互のストレスにならないよう、必要に応じて一定期間でローテーションするなどの工夫も考慮する。
- ・児童生徒等の実態によっては、教職員がマスクに加えアイシールドやフェイスシールドを併用して指導に当たる。
- ・校外の指導者を受け入れて指導を行う場合は、校外指導者の検温、手洗い、マスク着用等も徹底し、使用する教室を限定し、可能な場合は在校時間を短くする。

(3) 取組例

○福岡県立福岡聴覚特別支援学校

- ・飛沫感染を防ぎながら授業中に教師の口元や表情が見られるよう、教卓と座席の間に透明シートを吊るしています。また、教師は常時フェイスシールドを着用しています。



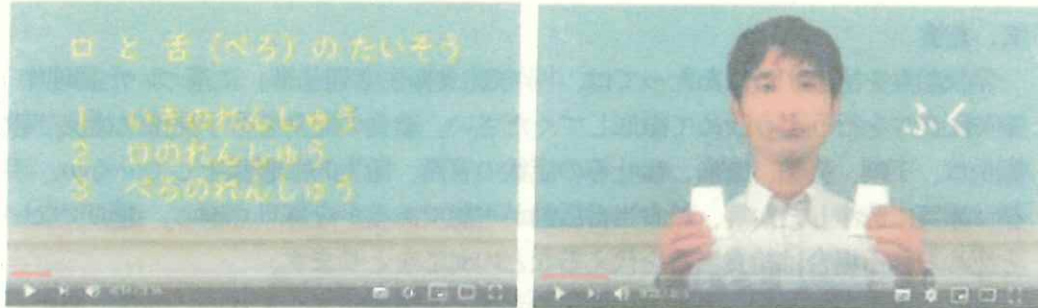
○埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園

- ・透明アクリルパネルを自作して、言葉の指導などを行っています。



○千葉県教育委員会

- ・発音や発語に関する学習の動画を作成しました。家庭学習だけでなく学校の授業でも、児童生徒等が動画を見て、教師から直接指導を受けることができます。



○沖縄県立鏡が丘特別支援学校

- ・児童集会を行わない代わりに、児童会の新役員の紹介動画を作成し、登下校時に児童生徒が通る玄関に設置して放映しています。



○秋田県立聴覚支援学校

- ・体育館で意見発表を行いました。生徒同士の距離を空け、生徒や教師は手話を使って発表を行い、発表内容をスクリーンに提示するほか補聴システムを通して音声を聴き取りやすくしています。



5. 給食

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

3. 給食

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要です。

(1) 基本的な考え方

障言のある児童生徒等は、手洗いやマスクの着用の徹底が難しい場合や食事や歯磨きの際に介助が必要な場合があります。また、食堂等で複数学年の児童生徒等が同時に給食を取る場合もあります。配膳や食事の際の感染リスクを低減するための分かりやすい指導を行うとともに、補助や介助を行う教職員自身の感染を防止するための取組も必要です。

(2) 考えられる取組

(配膳)

- ・ 教室で給食を取る場合、可能であれば配膳を予め教職員が行い、児童生徒等が配膳を行う場合は、教職員が配膳係の児童生徒等の手洗いやマスク着用を確認する。
- ・ 配膳、給食前に、給食の介助を行う教職員及び当該児童生徒等に対し、石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
- ・ 食堂利用や食事時間の割り振りを決め、食堂の混雑を避けたり、各教室で少人数で食べたりする。
- ・ 食堂で配膳台に並ぶ際や下膳の際に、間隔を空けて並ぶよう指導する。

(食事中)

- ・ 食堂利用や食事時間の割り振りを決め、食堂の混雑を避けたり、各教室で少人数で食べたりする。
- ・ 食堂を利用する場合は、一定の距離を保ち対面にならないよう配席する。
- ・ むせやせき込みのある児童生徒等が他の児童生徒等と対面にならないよう配席する。
- ・ 配膳後すぐに食べない食事にはラップをかけておく。

(食事介助・歯磨き)

- ・ 介助者はマスクに加えフェイスシールド等により、口、鼻、目を覆う。
- ・ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行う。
- ・ 介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行う。

(3) 取組例

○熊本県立黒石原支援学校

- ・ マスクと使い捨て手袋を着用した教職員が、一人一人のトレーに配膳しています。
- ・ 食事の介助を行う教職員は、手洗いを行い、フェイスシールド・マスク・エプロンを着用しています。



○沖縄県立鏡が丘特別支援学校

- ・ 摂食指導・介助中にむせや咳き込みのある児童生徒等に接する教職員は、フェイスシールド・マスク・エプロンを着用して側面から対応しています。
- ・ フェイスシールドや透明マスクを手作りしています。



6. 寄宿舎

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

8. 寮や寄宿舎における感染症対策

学校の寮や寄宿舎における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（5月14日公表、同21日一部改訂）⁴も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。また、登校前の健康観察についても、学校に協力して行うようにしてください。

(1) 基本的な考え方

特別支援学校の寄宿舎は、児童生徒等の滞在時間が長く職員が目が届きにくいことがあります。特に、食事や入浴等で3つの密が重なりやすい場面のリスクを避ける取組が必要です。また、寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応を予め決めておくことが必要です。

(2) 考えられる取組

※食事については5. 給食を参照

(利用人数の抑制)

- ・可能な場合は、空き部屋を利用したり、利用する児童生徒等をグループ（例えば、月・火グループと水・木グループ等）に分割したりする等により、部屋の利用人数や寄宿舎の利用人数を抑制する。

(入出寮時)

- ・入出寮時の密集を避けるため入出寮時間をずらす。
- ・入寮時の検温、手洗いを徹底する。

(諸活動)

- ・集会室に集まる活動等は控え、自習時間は食堂等も活用するなど、狭い空間に多くの児童生徒等が集まらないようにする。

(入浴)

- ・浴室や脱衣所を利用する時間をずらし、同時に利用する人数を絞る。

(消毒)

- ・手すりや冷蔵庫の扉など多くの児童生徒等が触れる箇所を定期的に消毒する。

⁴ <http://www.zyokan.or.jp/top/news/detail/298>

(居室)

- ・仕切りカーテン等がある場合は、居室を仕切って利用する。
- ・ドアノブなど複数人が触れる箇所は定期的に消毒を行うとともに、換気のためドアを開けたままにする。
- ・寄宿舎内での三密を避けた行動ができるよう、居室の訪問や利用方法などについてルールを決める。

(その他)

- ・児童生徒等による近隣のスーパー等での生活用品等の購入は、必要最小限にとどめ、人数を絞る等して計画的に行い、状況によっては保護者や指導員で対応する。
- ・発熱等の風邪症状がある児童生徒等が出た場合の対応について、予め保護者に共有しておく。

(3) 取組例

○山形県立山形霊学校

- ・寄宿舎の各出入り口に手指消毒用のアルコール等消毒液と体温計を設置し、保護者や来校者に手指消毒と検温をお願いしています。



○沖縄県立沖縄盲学校

- ・寄宿舎の食堂での密集を防ぐため、配膳は教職員が行い、居室の学習机で食事をとっています。



7. 居場所の確保・放課後等デイサービスとの連携等

【新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
(令和2年6月5日文科科学事務次官通知)】(抜粋)

③子供の居場所の確保

また、学校の一部を休業とする場合においても、分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅で一人になる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について(依頼)」(令和2年3月2日付け文科科学省初等中等教育局長ほか連名通知)の例を参照した対応を行う。その際、以下の点には特に留意する。

・学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進する。

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等は、自宅等で一人で過ごすことの難しい場合や放課後等デイサービスを利用している場合があります。このため、臨時休業中や放課後の子供の居場所について、予め保護者等の関係者と情報共有を図ることが必要です。

(2) 考えられる取組

○居場所の確保

・分散登校を行っている期間等においても、校内に児童生徒等の居場所を確保し、授業時間以外にも校内で過ごせる場所を設ける。

○放課後等デイサービスとの連携

- ・分散登校等により下校時間が通常と異なる場合は、送迎が円滑にできるよう、予め放課後等デイサービス事業者とも下校時間を共有する。
- ・下校前に検温を行い、放課後等デイサービスの送迎者に伝える。発熱などがあり放課後等デイサービスで預かることができない場合は、保護者の迎えまで学校で対応する。

○業者等の学校への立入り

- ・業者等については、物品の受け渡し等は玄関など学校の限られた場所で行うことが望ましく、学校内に立ち入る場合については、体温を測定してもらい、入校時にはマスクを着用させること。発熱が認められる場合には入校を断ること。

(3) 取組例

○沖縄県立鏡が丘特別支援学校

- ・下校時に毎日行っている、学校看護師とデイサービス職員との申し送りについては、デイサービス職員が校内に入校せずに、窓から申し送りを行うことにしています。



デイサービスの皆様

図ケア申し送りはこちらです



窓の外より、学校看護師へ声をかけてください。
近くに職員がいない場合、呼び鈴を鳴らしてお呼びください。
*新型コロナウイルス感染症の対応であることにご理解いただき、
ご協力のほどよろしくお願い申し上げます*

8. ICT等を活用した家庭における学習

【新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について(令和2年5月7日付け事務連絡)】(抜粋)

共通事項

- ・学校においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うこと。特に、今年度から新たに特別支援教育を受ける児童生徒等について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携しつつ実態を把握し、速やかに個別の指導計画等を作成すること。
- ・家庭における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと。その際、次に示す障害種毎の家庭学習上の留意事項を参考にするとともに、必要に応じて、関係機関と連携し、児童生徒の学習への協力を求めること。
- ・学校は、家庭学習や生活面に関する児童生徒や保護者等からの問い合わせや相談についてきめ細かく対応できるよう、その連絡先・連絡手段等を具体的に示すとともに、児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを積極的に行い、家庭等での状況を定期的に把握すること。特に、通級による指導の対象の児童生徒については、在籍学級の担任と通級による指導の担当教師が連携して対応すること。
- ・特に、医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、児童生徒の健康状態や家庭の状況等を踏まえ、学習内容及び協力内容を慎重に検討すること。

(1) 基本的な考え方

学校再開後も引き続き家庭学習は重要です。また、今後、感染の状況により設置者が臨時休業措置をとる可能性もあります。これまでの臨時休業中の状況を振り返り、学校の授業とICT等を活用した家庭における学習をスムーズにつなぐための準備を予め行っておくことが必要です。

(2) 考えられる取組

(協力を求める保護者等に対する分かりやすい説明)

- ・家庭における学習内容の提示や教材等を提供する際に、保護者等が実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示す。
- ・家庭学習や生活面に関する児童生徒等や保護者等からの問い合わせや相談についてきめ細かく対応できるよう、その連絡先・連絡手段等を具体的に示すととも

に、児童生徒等や保護者等とのコミュニケーションを積極的に行い、家庭等での状況を定期的に把握する。

- ・実技教科についてもオンラインで家庭とつなぎ、指導計画に基づいて専科の担当教諭が実技演習等しながら対話を通して実施する。

(3) 取組例

○千葉県立四街道特別支援学校

- ・臨時休業中は、週1回のプリント等の配布に加え、学級ごとにIDとパスワードを送付し、学校ホームページから、学級ごとの課題や動画を視聴できるようにしました。また、普段の授業で使用している遠隔教育システムを利用して、同時双方向型で課題の説明や質疑応答等の自習支援を行いました。
- ・入院等により学校再開後も登校することが難しい生徒については、引き続き病院等で同時双方向型による授業配信を受けています。



○北海道札幌視覚支援学校

- ・web 会議システムを活用して家庭科の実習をしました。生徒には使用する食材を家庭で用意してもらい、実際の授業では、教師が音声計測器を使用して見せたり、生徒の動作を確認したりするなどして適宜助言しながら活動を進めました。
- ・合奏の授業では、教師は模範を示すとともに、伴奏で個別に音程を確認したり、合奏をうながしたりするなどして適宜助言しながら指導を行っています。



○愛知県立大府特別支援学校

- ・校内の初任者研修の一環として、web 会議システムを活用した授業づくりを実施しました。画面の切り替えや画像の映り、プレゼンテーションソフトで作成した教材の提示など web 会議システムの機能を有効に活用した遠隔による授業について研修を行いました。



○埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園

- ・中学部や高等部の生徒向けに、家庭でできる運動の動画を作成し、配信しています。手話を交えて解説をする教師が登場し、字幕も挿入して、分かりやすくしています。



9. 医療的ケアが必要な児童生徒等への対応

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日）】（抜粋）

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

(1) 学校において医療的ケアを実施する際に留意する事項

「学校における新型コロナ感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本としつつ、学校において医療的ケアを実施する際は、以下の事項について留意すること。

(登校の判断)

- ・医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）については、主治医の見解を保護者に確認の上、学校が登校の判断をすること。

※ここでいう「主治医の見解」とは、①当該幼児児童生徒が学校で感染するリスクや、②学校で医療的ケアを行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として特に注意しなければならない点などを指す。

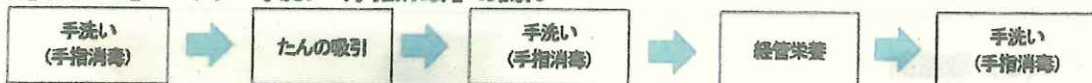
- ・医療的ケア児の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

(医療的ケアの実施)

- ・「1ケア1手洗い(手指消毒)」、「ケア前後の手洗い(手指消毒)」を基本とすること。

※ここでいう「1ケア1手洗い(手指消毒)」とは、例えば、同じ医療的ケア児に対して、たんの吸引と経管栄養を行う際、それぞれの医療的ケアごとに手洗い又は手指消毒を行うことをいう。

【イメージ】「1ケア1手洗い(手指消毒)」の流れ



※医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗い又はアルコールを含んだ手指消毒薬による手指消毒を実施すること。

※医療的ケアの開始時に、手洗い(手指消毒)をした後は、自身の顔(目・鼻・口)や髪などに触らないように注意すること。また、医療的ケアの終了後に、手洗い(手指消毒)をする前に、自身の顔(目・鼻・口)や髪などを触らないように注意すること。

(保健衛生用品の確保)

- ・医療的ケアを行うに当たって、看護師等が使用する際に必要となる保健衛生用品（手指消毒用エタノールやマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、アイシールド、使い捨てエプロンなど）については、自治体や学校が用意すること。
※令和2年度補正予算においては、フェイスシールドなどを作成する際に要する経費についても補助の対象としている。

(2) 地域の感染状況によって、学校医等に相談の上、対応を検討する事項

地域の感染状況に応じて、上述の「(1) 学校において医療的ケアを実施する際の留意する事項」に加え、以下の事項の実施の必要性について学校医等に相談すること。

(医療的ケアの実施)

- ・特に、気管内吸引や吸入などを行う際は、使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用すること。使い捨てエプロンやガウンが準備できるようであれば、必要に応じて、着用すること。

(排泄の介助等)

- ・おむつ交換の際は、排せつ物に直接触れない場合であっても、使い捨て手袋に加え、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）、使い捨てエプロンを着用すること。

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。

(消毒・清掃等の実施)

- ・医療的ケア児が利用する教室等については、1日1回以上、湿式清掃し、乾燥させること。
- ・床に血液、分泌物、嘔吐物、排泄物等が付着した場合は、手袋を着用し、次亜塩素酸ナトリウム液（0.1%）等で清拭後、湿式清掃し、乾燥させること。
※次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。
- ・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭すること。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させること。

(3) 取組例

○愛知県刈谷市立刈谷特別支援学校

- ・医療的ケア（痰の吸引）を行う際に、看護師がフェイスシールドや使い捨て手袋を使用し、感染症対策をしています。



(参考)

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和2年6月16日版）」
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン（令和2年6月5日）」
URL : https://www.mext.go.jp/content/20200605_mxt_kouhou02_000007000-1.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について（令和2年5月7日）
URL : https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました（令和2年5月）
URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html
- 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日）厚生労働省健康局結核感染症課等
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>
- 「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を公表します（第二弾）」（令和2年5月29日）経済産業省
URL : <https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html>
- 「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1弾）」（令和2年5月13日公表、同21日一部改訂）一般社団法人日本旅館協会
URL : <http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>
- 令和2年度文部科学省第2次補正予算
URL : https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kaiquesou01-100014477-000-2.pdf